

審 議 結 果 速 報

(令和 7 年10月 8 日)

請 願 7 年 福 祉 保 健 第 18 号

鳥 取 県 議 会

請 願 審 議 結 果

令和 7 年 9 月定例会

請願（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－18 (R7.9.3)	福 祉 保 健	国に対し、訪問介護基本報酬引下げ撤回と基盤充実の意見書提出を求めることについて	不 採 択 (R7.10.8)
▶請願事項 訪問介護基本報酬引下げの撤回と、事業継続のために訪問介護員の移動経費助成などの基盤の充実を国に求めること。			

▶所管委員長報告（R7.10.8 本会議）会議録暫定版

訪問介護事業は、中山間地域の高齢者の在宅生活を支える重要なサービスである反面、特に過疎地域においては移動コストが嵩むなど構造的に赤字に陥りやすく、サービス維持のための継続的な支援が必要であることから、本年 8 月 12 日に、県、県議会を含む地方 6 団体から、国に対して一層の支援を要望しました。

さらに、本年 8 月 20 日には、全国知事会を通じて、訪問介護の移動時間を介護報酬の算定に反映させること、及び、令和 9 年度の報酬改定を待たずに訪問介護事業所を含む介護事業の経営安定を図るための制度設計を行うよう要望したところです。

また、本県では、訪問介護サービスの安定的供給と維持継続を図るため、独自の取組として、市町村と連携した、事業継続が困難となっている過疎地域の訪問介護事業所への運営費等にかかる支援制度が設けられています。

県では、訪問介護事業所の経営安定に繋がるよう、介護報酬の見直しを含めた支援を引き続き国に強く要望する予定であり、県議会から国に重ねて意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件請願は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶請願理由

日本の年金受給者が最も多く加入している厚生年金では、女性は男性より 8 万円少なく、2 人に 1 人が月額 10 万円以下である。令和 5 年 4 月～7 月に行った、鳥取県年金者組合女性 120 人のアンケート回答で、最も大きい不安が健康と家族の介護への不安であった。

73%が定期的に通院しているが、介護認定を受けている人を含めても「介護保険を利用していない」が 78%である。その理由は、「利用料が高すぎる」「介護内容に不安」が 71%である。制度開始からの介護保険料の徴収額は 2 倍以上に及んでいる。

組合員の 9 割は持ち家であり、制度の趣旨である「住み慣れた地域で支援を受けながら、最後まで尊厳と自立を保ち安心して暮らせる」ことを望んでいる。その主力となる訪問介護サービス事業所が、19 自治体のうち 9 自治体で消滅か激減したことに衝撃を受けている。訪問介護がなくなると、働く世代も家族の介護で仕事が続けられなくなる。

▶紹介議員

市谷 知子

現 状 と 県 の 取 組 状 況

9/12 常任委員会資料

福祉保健部（ささえあい福祉局長寿社会課）

【現 状】

- 1 介護報酬改定は、基本的に3年に一度「介護事業経営実態調査」に基づく収支差率等をもとに介護サービスの種類ごとに行われる。令和6年度の介護報酬改定では、令和4年度の経営実態調査（令和5年5月に調査実施、11月に公表）の結果に基づき算定され、全体で+1.59%の引き上げを政府が決定した。（前回令和3年度改定率は0.70%）

今回改定は、平成29年度改定+3.0%に次いで過去2番目となる高水準であるが、訪問介護の基本報酬は、令和6年度の介護報酬改定により次のとおり減額がなされている。（訪問介護サービス全体平均：2.23%減）

近年の光熱水費、食料費等の物価高騰の影響や、民間企業で広く実施されている賃金のベースアップなどが十分に反映されないことから、訪問介護職員と全産業の賃金格差がさらに拡大する懸念がある。

○令和6年度介護報酬改定による訪問介護基本報酬の減額の例

区分	改定前 → 改定後
身体介護（30分以上1時間未満の場合）	396単位 → 387単位（2.27%減）
生活援助（45分以上の場合）	225単位 → 220単位（2.22%減）
通院等乗降介助	99単位 → 97単位（2.02%減）

○訪問介護基本報酬が引き下げられた背景

- ・令和5年度の介護事業経営実態調査の結果、訪問介護サービスの収支差益は7.8%であり、介護サービス全体の平均収支差益2.4%を大きく上回っていたことから介護報酬引き下げ要因となった。なお、引き上げとなった処遇改善に係る報酬については、引き続き加算制度として取り扱われていることから、基本報酬を引き上げる要因にはなっていない。

※全介護サービスについて、介護職員の賃金に係る従来の加算（処遇改善加算・ベースアップ等支援加算・特定処遇改善加算）が一本化されるとともに、令和6年度に2.5%、令和7年度にはさらに2%の賃金アップになるよう加算率の引き上げが行われた。特に訪問介護サービスについては、一本化前の加算が合計22.4%までだったのに対し、一本化後は最高24.5%となり、全サービスの中で最も高い加算率が設定された。

3 県内訪問介護事業所の状況

- ・令和7年4月時点の県内訪問介護事業所数について、コロナ前の平成30年度との比較では、市部では増加しているものの、郡部では減少した。（ただし、令和5年度以降は減少に歯止めがかかっている。）
- ・平成30年度から事業所数が減少した市町村は7市町村であり、うちゼロになった市町村は日吉津村1村であった。（ただし、同村では米子市の訪問介護事業所によりカバーできていることを村から聞き取っている。）

＜県内市町村の訪問介護事業所数の推移＞

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市部計	92	87	92	96	105	107	107	105
鳥取市	38	37	39	40	43	41	40	41
米子市	36	31	35	37	39	43	43	42
倉吉市	13	13	12	11	12	12	14	12
境港市	5	6	6	8	11	11	10	10
郡部計	29	26	26	26	24	23	23	23
岩美町	1	1	1	1	1	1	1	1
若桜町	2	2	1	1	1	1	1	1
智頭町	1	1	1	1	1	1	1	1
八頭町	2	2	3	3	3	3	3	3
三朝町	1	1	1	2	1	1	1	1
湯梨浜町	2	2	3	2	2	2	2	2
琴浦町	2	1	2	2	2	2	2	2
北栄町	4	3	2	2	2	2	2	2
日吉津村	1	1	1	1	0	0	0	0
大山町	5	5	4	4	4	4	4	4
南部町	2	1	1	1	1	1	1	1
伯耆町	3	3	3	3	3	2	2	2
日南町	1	1	1	1	1	1	1	1
日野町	1	1	1	1	1	1	1	1
江府町	1	1	1	1	1	1	1	1
計	121	113	118	122	129	130	130	128

4 中山間地域における訪問介護の課題

- ・中山間地域の事業者は、利用者が点在しているため移動コスト等の負担が嵩む一方、採算に見合う利用者数を安定的に確保することが難しく、大変厳しい経営を迫られている。
- ・訪問介護事業所に対する人員基準の緩和や、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算が行われているものの、事業所の経営は依然として厳しいままであり、重点的な支援が必要である

5 介護保険料の推移

第9期計画期間（令和6年度～8年度）における介護保険料（各市町村平均額）は6,219円であり、制度開始時の保険料2,891円から約2.15倍に増加している。（全国平均は約2.14倍の増）

＜第1号保険料の推移＞

（単位：円）

	全国平均	鳥取県
第1期(H12～H14)	2,911	2,891
第2期(H15～H17)	3,293 (+13.1%)	3,638 (+25.8%)
第3期(H18～H20)	4,090 (+24.2%)	4,322 (+18.8%)
第4期(H21～H23)	4,160 (+ 1.7%)	4,513 (+ 4.4%)
第5期(H24～H26)	4,972 (+19.5%)	5,420 (+20.1%)
第6期(H27～H29)	5,514 (+10.9%)	6,144 (+13.4%)
第7期(H30～R2)	5,869 (+ 6.4%)	6,433 (+ 4.7%)
第8期(R3～R5)	6,014 (+ 2.5%)	6,355 (－ 1.2%)
第9期(R6～H8)	6,225 (+ 3.5%)	6,219 (－ 2.1%)

（※）カッコ内は、前期からの増減率

【県の取組状況】

- 1 訪問介護事業所への支援については、特に過疎地域における事業所は都会と比較して移動コストが嵩む等構造的に赤字に陥りやすく、サービス維持のための継続的な支援が必要であることから、令和7年8月12日に国に対してより一層の支援を行うよう要望した。また、8月20日には、全国知事会を通じて、訪問介護の移動時間を介護報酬の算定に反映させること、及び、令和9年度の報酬改定を待たずに訪問介護事業所を含む介護事業の経営安定を図るための制度設計を行うよう要望した。今後も引き続き、訪問介護事業所の経営安定に繋がるよう、介護報酬の見直しを含めた支援を国に強く要望していく予定である。

（1）厚生労働省への要望（8月12日）

- ・令和6年度介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、過疎地域においても在宅介護できる体制を維持するため、事業存続が困難となっている過疎地域の訪問介護サービス事業所に対する運営費の支援等、より一層の重点的な支援を行うこと。

（2）全国知事会を通じた厚生労働副大臣への要望（8月20日）

- ・地方においては、介護を要する高齢者の所在が点在しており、サービス提供のための効率化が図りにくいことから、訪問介護の移動時間を介護報酬の算定に反映させる等、地域の実情を考慮するとともに、令和9年度に予定されている次の定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じることも含め、物価の上昇などの社会情勢を迅速に反映させる制度設計を行うことで、介護事業所の経営安定化を図ること。

- 2 県においては、本県の中山間地域において高齢者の在宅生活を支える訪問介護サービスの安定的供給と維持を図るため、令和3年度から本県独自の取組として市町村と連携して支援する制度を介護保険制度とは別に創設している。

（1）訪問介護サービス緊急支援事業（R6拡充：補助対象の地域拡大及び補助上限額の増額）

事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。

（補助対象者） 過疎地域である平成合併前の市町村区域に訪問介護事業所が2か所以内の市町村 ※従来1か所

（補助対象経費） 事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援する額

（補助率） 1/2（上限額：1事業所当たり100万円/年）※従来50万円/年

（令和6年度実績）

対象市町村	支援事業所数	交付額（千円）
若桜町	1事業所	1,000
八頭町	2事業所	2,000
三朝町	1事業所	416
日南町	1事業所	452
計	5事業所	3,868

（2）とっとり型訪問介護サービス継続支援事業（R6新規）

介護人員の柔軟な活用等を行う事業所を支援する市町村に対して支援を行う。

（補助対象者） 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村

（補助対象経費） ア 時期的な繁閑に応じて訪問介護職員をショートステイ等の他の事業所に職員派遣を行うなど、人員の柔軟な活用を行う事業所に対して、派遣する職員等の人件費の一部を市町村が支援する額

イ 通所介護事業者等が訪問介護事業者として、新たに訪問介護事業を開始しようとする場合に開始に要する初度経費について市町村が支援する経費

（補助率） 1/2（上限額：1事業所当たり100万円/年）